

## I. OECD とは

- [OECD 外務省による説明](#) [経産省による説明](#)
- [設立条約](#)
  - 5 条 decision は拘束力あり、recommendation はなし

## II. 規範作成

### A. 多国籍企業行動指針

#### [外務省による説明](#)

- Declaration on International Investment and Multinational Enterprises (1976) (KULASIS 掲載)
  - Annex: Guidelines for Multinational Enterprises
    - ◇ 目的 (パラ 2)、性質 (パラ 6)
    - ◇ 内容 「人権」への言及はない この時期の関心事は？
    - ◇ この時期、国連で成果なく OECD では宣言が採択された理由は？
- [Guidelines for Multinational Enterprises \(2000\)](#)
  - ←ページ下の Appendix の PDF3 枚目以降
  - 人権への言及 (II. General Principles, para. 2)
- [Guidelines for Multinational Enterprises \(25 May 2011\)](#) ページ下の方の PDF
  - 国連指導原則と同じ年 (ラギー報告は 3 月、人権理事会による採択は 6 月)
  - II. General Policies
    - ◇ A. 2. 人権尊重「義務」
    - ◇ A. 10. デューディリジェンス「義務」
  - IV. Human Rights
    - ◇ 5. 人権デューディリジェンス「義務」
- [Guidelines for Multinational Enterprises on Responsible Business Conduct \(2023\)](#)
  - 講義では以下の部分を重点的に見る。
    - ◇ II. General Policies (PDF 14 頁以下)
    - ◇ IV. Human Rights (PDF 25 頁以下)
  - どこかの企業を想定し、自分が当該企業の担当者だとの前提で読んでみる。自社にはどのようなリスクがあり、どう対応すべきか考えてくる。

## B. デューディリジェンスのガイダンス

- Due diligence とは
  - 上記 Guidelines (2023) II. A.11.
  - 同 Commentary on Chapter II, para. 15.
- [分野別ガイダンス](#)
- [Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas](#) を例に
  - 語の定義 “Conflict-Affected and High-Risk Areas” ([PDF](#) p. 13), “The Mineral Supply Chain” (p. 14)
  - Annex I. 5つのステップ (pp. 17-19)
  - Annex II. モデルポリシー (pp. 20ff) 産業の特性はどこに表れている？
  - Annex III. リスク軽減と改善指標 (pp. 25ff) 産業の特性はどこに？
- 対応例 住友金属鉱山
  - [住友金属鉱山グループ人権に関する方針](#) 「4. 人権に関する国際規範の尊重」
  - [鉱物調達に関する方針](#) 「経済協力開発機構（OECD）が鉱物調達に関して定めるガイダンスを尊重し」
  - [サステナビリティ調達方針](#) 「鉱物調達に関する方針」に言及

## III. 実施制度構築 NCP

- 上記 Guidelines (2023)の Part II (PDF 55 頁以下)
- 構成
  - Guidelines (2023), Part II, Procedures, I., A. Institutional Arrangements (PDF 58 頁以下)
    - ◇ 政府機関+諮問機関 日本「[詳細説明](#)」
    - ◇ 専門家 [ノルウェー](#)
    - ◇ 三者構成 [フランス](#)・[スウェーデン](#)
- 手続
  - [OECD の説明](#)
  - 日本 NCP [個別事例処理手続](#)
- 実例
  - [データベース](#)

- 日本の事例
  - ◇ ネスレ日本 [NCP 最終声明](#) (2014) 関連文献 2 点を KULASIS に掲載
    - 和解により終了 NCP 手続の意味は？
  - ◇ 丸紅・JERA [NCP 最終声明](#) (2024)
    - ネスレ声明と比べてはるかに詳細
    - 丸紅・JERA の拒否により終了 NCP 手続の意味は？
- 他国 NCP との比較
  - ◇ 和解により終了する場合
    - スイス [Unite Here Local 11 & FIFA](#) (Final Statement をクリック)
      - 裁判手続との異同に注意しつつ読んでみよう
  - ◇ いずれかの当事者が参加を拒否する場合
    - オランダ [UNI Global Union v. VEON](#)
      - 7. The NCP's recommendations and conclusions で特定の措置を勧告
      - (最終頁) Monitoring でフォローアップを決定
    - 少なからぬ国の NCP が、いずれかの当事者が参加を拒否する場合に NCP が違反認定等を行うことを規則で制定
      - イギリス [手続規則](#) 4.6.1, 5.1

## IV. 評価

### A. OECD のメリット

- 迅速性 加盟国の数・性質
- Stakeholders の参加 [BIAC](#) と [TUAC](#)、さらに [OECD Watch](#)

### B. 非拘束的手法

- 拘束的だとすると生じる問題の回避
  - Level playing field の考慮 OECD 非加盟国企業との関係
  - 義務に対応する権利は？
  - 義務の厳密な内容は？
  - 国際法に基づき企業に義務を課す根拠は？
- 非拘束的手法を用いることの積極的意義

以上